

第494回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和元年10月15日（火）

午後4時00分～午後4時35分

名古屋合同庁舎2号館 北大会議室

出席者

（公益代表委員） 服部会長、中山会長代理、池田委員、小野木委員、白井委員
（労働者代表委員） 伊藤委員、木戸委員、浜 委員、三屋委員
（使用者代表委員） 浦山委員、江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員
（事務局） 木原愛知労働局長、黒部労働基準部長、近藤賃金課長、
山田主任賃金指導官、村瀬賃金指導官、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬賃金指導官

第494回愛知地方最低賃金審議会を開催します。お忙しい中、出席いただきありがとうございます。本日の委員の出欠状況ですが、労働者側の舟橋委員が都合により欠席です。

出席委員の定足数は満たしていることを報告します。また、本審議会は公開ですが、本会議会開催までに傍聴の希望がありませんでした。

配付資料として、資料No. 1からNo. 7を配付しています。

以後の進行について、服部会長にお願いします。

服部会長

議事に先立ち、本日の議事録の署名を、労働者側は浜委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

議事に入ります。議題(1)愛知県の特定最低賃金の改正決定について（答申）です。

4業種にかかる特定最低賃金の改正決定について審議を行います。

本年度の特定最低賃金の改正決定については、既にすべての専門部会で結審され、各部長からいただいた報告書を、本日の資料No. 1からNo. 4として配付しています。事務局で、各部長からの報告書を読み上げてください。

村瀬賃金指導官

資料No. 1から読み上げます。

令和元年10月7日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 中山徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年8月5日、第492回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。
委員名の読み上げは、省略させていただきます。

[別紙]

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、以下の項目の1、2、3、5については、現行と変更ないため読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げます。

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 975 円
- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。

続いて、資料No. 2からNo. 4までの報告書は、専門部会の名称、及び報告書、別紙の時間額のみの読み上げとします。

資料No. 2
令和元年9月30日

愛知地方最低賃金審議会
愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 小野木 昌弘

[別紙]

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 947 円

資料No. 3
令和元年10月3日

愛知地方最低賃金審議会
愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 池田 桂子

[別紙]

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 955 円

資料No. 4
令和元年9月30日

愛知地方最低賃金審議会
愛知県自動車(新車)小売業
最低賃金専門部会
部会長 白井正敏

[別紙]

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 941円
以上です。

服部会長

次に、それぞれの専門部会における審議経過について、各部会長から報告願います。
最初に鉄鋼業専門部会、中山部会長から願います。

中山委員

鉄鋼業専門部会について中山から報告します。

鉄鋼業専門部会は9月10日、9月18日、10月7日の3回にわたり開催しました。労働者側の意見としては、労働協約による申出の合意労働者数の比率が非常に高いことと、鉄鋼業における職場環境が非常に厳しいこと、愛知県における鉄鋼業の占める地位が非常に大きいことから、大幅な引上げを主張されました。

一方、使用者側ですが、鉄鋼業の現状として厳しいこと、愛知県全体として春闘での賃上げが昨年に比べて下がっていること、今後の景気動向が非常に厳しいことから、大幅な引上げは難しいとの主張をされました。

労使双方には真摯な議論をしていただきましたが、残念ながら意見の一致をみるのは難しく、最終的には採決に至りました。採決の結果、18円の引上げ、時間額975円という結果になりました。以上です。

服部会長

続いて、はん用機械器具製造業専門部会、小野木部会長から願います。

小野木委員

はん用機械器具専門部会の小野木から報告します。

はん用機械器具専門部会は9月18日、24日、30日の3回開催し、採決の結果、19円プラスで、947円となりました。当初は労働者側、28円、使用者側は15円という主張をされました。労働者側は、はん用機械器具製造業の出荷額が全国一、ものづくり愛知では中小企業の労働組合やパート、有期、派遣労働者の賃金を働きの価値に見合った水準へ引上げることが重要であるということから、地賃と同額の引上げ28円が必要だという主張でした。一方、使用者側は景況や今年に入り大きく落ち込んでいる経営環境が一段と厳しくなっている、米中の貿易問題等から先行きは非常に不透明であるということで、15円という主張でした。第2回、労働者側は一気に20円まで下げられました。使用者側は17円まで歩み寄られました。そして3回目、2.17%が春闘の平均賃上げ率でしたが、2%を守るかどうか一つの焦点になり、労働者側は2%を死守したいとして19円を主張、使用者側も歩み寄り18円を主張し、最後まで金額の一致をみることはできませんでした。

採決をした結果、プラス19円、時間額947円、2.05%。2%台を守るということで決着をしました。使用者側には賛成を得られませんでした。以上です。

服部会長

それでは、輸送用機械器具製造業専門部会、池田部会長から願います。

池田委員

3回の熱心な審議をしていただきました。9月17日、第1回目では労働者側29円。地賃の引上げ率3.12%を確保したいという主張でした。それに対して使用者側は、昨年度の引上げ率1.7%が限度であるとして16円を主張されました。開きが大きかったのですが、2回目、9月27日には労働者側が使用者側の意見を踏まえて若干折れていただき、26円を主張。使用者側はこれに対して変わらず16円ということでした。

そもそも意見の背景として、労働者側は、輸送用機械製造業は全国51%を占めていて非常に重要な産業の位置づけになっているが、地域別最低賃金と比較して優位性が損なわれている。優秀な人材確保の点からも産業の魅力を高めるため、一定の引上率を確保したいという主張でした。

これに対して使用者側は現状では地域最賃もかなり上がってきている。特定最賃額との差が10円というところまで迫ってきている中、裾野が大きい中小企業が数多く存在している。景気動向を考えると経営状況は非常に厳しくなっているという主張でした。

このような経過がありましたが、10月3日、最終的には双方の意見を調整する上で公益委員の方から19円という金額を提示しました。これはインフレ率アップの2%を考慮しつつ、それを平均賃金上げ額、春闘の2.17%も考慮したものです。最終的にはこの19円、昨年からプラス2円、955円ということで労使双方の御理解をいただき、公益委員の提案を労使ともにのんでいただき全会一致となりました。以上です。

服部会長

次に、自動車（新車）小売業専門部会、白井部会長からお願いします。

白井委員

白井から報告いたします。

労使の意見を述べたいと思います。労働者側から、自動車の所有や販売の方法が現在大きく変わろうとしている中、販売の現場では、各職種の人出不足が深刻化し、個別企業の努力だけでは人材獲得が困難な状況にあるようです。春闘では、実際には各社が懸命に働く社員に対し、賃金改定や一時金の改善に積極的に取り組んだ事実があります。しかし、今回地域最賃を下回ってしまったことは愛知の自動車販売業界の魅力減少であり、業界における損失であることから、地域別最低賃金以上の引上げが必要であるという主張がなされました。

一方使用者側からは、春の賃上げ、夏の賞与とも、愛知県の調査結果では、双方とも前年を下回っており、非常に厳しい結果に終わっている。かつ、企業をめぐる経済情勢は、消費税や米中の問題などの要因から、非常に厳しい状況にあり、したがって昨年の特定最賃の引上げ額を上回ることは難しいのではないかという意見がありました。

審議を重ねましたが双方の主張の開きが大きく、公益委員による調整を行うもこれが埋まることはなく、公益案として引上げ額20円、時間給941円を提示し、採決を行いました。採決の結果、公益案での結審となりました。以上です。

服部会長

ただ今の各部会長からの報告について、質問などはありますか。ないようですので、審議を進めます。

まず例年、改定となる特定最低賃金の効力発生日について審議を行い、その後、特定最低賃金額の改定についての審議を行っています。今年度もこの順序で進めたいと思いますが、いかがですか。

（ 全員了承 ）

服部会長

了承いただいたので、特定最低賃金の効力発生日について審議を行います。事務局から効

力発生日について説明してください。

近藤賃金課長

先ほど、各部会長から報告いただいた4つの特定最低賃金にかかる報告書において、第6項に効力発生日は、愛知地方最低賃金審議会の決定によるとされています。

愛知県では、例年、すべての特定最低賃金の効力発生日を同一日とし、その日を12月16日としています。よって本年も同様12月16日としていただくよう、提案いたします。以上です。

服部会長

ただいま事務局から、12月16日発効ということで説明がありましたが、御意見を伺います。労働者側いかがですか。

浜委員

ぜひ12月16日をお願いします。

服部会長

使用者側いかがですか。

梶原委員

特にありません。

服部会長

それでは、今年度も例年と同様、効力発生日を12月16日とします。ご了解いただけますか。

(全員了承)

服部会長

ご了解いただいたので、今年度も効力発生日を12月16日とします。

続いて、愛知県特定最低賃金額の改定についての審議を行います。

各専門部会の審議結果を取りまとめたものが、資料No.5「令和元年度 特定最低賃金専門部会審議結果表」に記載されています。この内容を御覧いただくと、輸送用機械器具製造業は全会一致、他の鉄鋼業、はん用機械器具製造業、自動車新車小売業の3業種については採決によって決定をしています。

まず、特定最低賃金専門部会において、全会一致となりました輸送用機械器具製造業については、本審議会においても、全会一致としたいと思っておりますがいかがですか。

(全員了承)

服部会長

それでは、輸送用機械器具製造業については、承認いただいたので、当審議会においても、全会一致による決議とします。

続いて、全会一致とならなかった3業種について、業種ごとに採決を行います。

まず、鉄鋼業についてです。引上額18円、時間額975円という専門部会での結論です。この引上額及び時間額について賛成の方、挙手をお願いします。

村瀬賃金指導官

賛成：公益 4 名、労側 0 名、使側 5 名、合計 9 名です。

服部会長

公益 4 名と使側 5 名で合計 9 名ですね。

続いて、専門部会の意見に反対の方、挙手をお願いいたします。

村瀬賃金指導官

反対：公益 0 名、労側 4 名、使側 0 名、合計 4 名です。

服部会長

ただ今の採決の結果

賛成は公益 4 名、労側 0 名、使側 5 名、合計 9 名

反対は公益 0 名、労側 4 名、使側 0 名、合計 4 名

でしたので、賛成過半数により、専門部会の報告の内容をもって審議会の結論とします。

次に、はん用機械器具製造業について、引上額 1 9 円、時間額 9 4 7 円です。この引上額及び時間額について賛成の方、挙手をお願いします。

村瀬賃金指導官

賛成：公益 4 名、労側 4 名、使側 0 名、合計 8 名です。

服部会長

続いて、専門部会の意見に反対の方、挙手をお願いします。

村瀬賃金指導官

反対：公益 0 名、労側 0 名、使側 5 名、合計 5 名です。

服部会長

採決の結果

賛成は公益 4 名、労側 4 名、使側 0 名、合計 8 名

反対は公益 0 名、労側 0 名、使側 5 名、合計 5 名

となりました。したがって賛成過半数により、専門部会の報告の内容をもって審議会の結論とします。

続いて、自動車（新車）小売業について、引上額 2 0 円、時間額 9 4 1 円です。この引上額及び時間額について賛成の方、挙手をお願いします。

村瀬賃金指導官

賛成：公益 4 名、労側 4 名、使側 0 名、合計 8 名です。

服部会長

続いて、専門部会の意見に反対の方、挙手をお願いします。

村瀬賃金指導官

反対：公益 0 名、労側 0 名、使側 5 名、合計 5 名です。

服部会長

採決の結果

賛成は公益4名、労側4名、使側0名、合計8名
反対は公益0名、労側0名、使側5名、合計5名
となりました。賛成過半数により、専門部会の報告の内容をもって審議会の結論とします。
改定内容について本審議会の結論が得られましたので、次に「答申文（案）の審議」に入
ります。

事務局から答申文（案）を配付してください。

（ 答申文（案）を配付 ）

服部会長

それでは、答申文（案）を読み上げてください。

村瀬賃金指導官

（案）

令和元年10月15日

愛知労働局長

木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部一郎

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和元年8月5日付け愛労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあ
った下記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、各々別紙1から別紙4
のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（同 公示第4号）
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
（同 公示第6号）
- 4 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金
（同 公示第9号）

続いて別紙1から4までですが、各専門部会の報告書と同様の用紙ですので、読み上げは省
略します。以上です。

服部会長

ただいまの答申文（案）に関して、御意見などはありますか。

ないようですので、この答申文（案）の案を削除して、局長に答申してよろしいですか。

（ 全員了承 ）

服部会長

承認いただきましたので、事務局で答申の準備をしてください。

(会長より局長に答申文を手交)

服部会長

ここで局長から答申に対する御礼があります。

木原労働局長

愛知労働局を代表し一言、御礼を申し上げます。

4業種の特定最低賃金の改正決定につきましては、8月5日、当審議会に諮問させていただいた以降、公労使各委員の皆様、真摯に御審議いただき、ただ今審議会としての答申をいただきました。皆さま方の御協力に深く感謝申し上げます。

答申いただきました4業種の最低賃金につきましては、早速、発効に向けての手続きを進めてまいります。また、今般、改定を行います特定最低賃金の周知及び履行確保につきましても、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、労使委員の皆様方には、それぞれのお立場から、最低賃金額の周知に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

服部会長

これで本年度の特定最賃の審議が終了しましたので、会長として一言御礼を述べさせていただきます。

今年度の特定最低賃金専門部会の審議については、約1か月にわたり熱心に御審議賜り、誠にありがとうございました。

昨年度に引き続き今年度も、特定最低賃金改正決定の諮問時において、一部業種が愛知県最低賃金の答申額を下回るなど、審議の進行におきまして舵取りが難しい年であったと思います。

ともあれ、本日、審議会として、愛知労働局長に答申することができましたのは、ひとえに各委員の皆様方の御協力があったことだと思えます。

労使それぞれ、様々な御感想があるかとは存じますが、会長といたしまして、皆様に改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは本年度の審議等に関して、労使各側から、何かご意見はありますか。

浜委員

特定最低賃金の金額改正の申し入れを労働者側からしまして、貴重な時間を費やしていただき、大変ありがとうございました。この結果、4業種につきましては、結果を我々側もしっかり受け止め、周知をしていきたいと思えます。特に公益委員には御苦労をおかけいたしました。ありがとうございました。

服部会長

使用者側からは何かありますか。

梶原委員

労働者側委員の方と基本的に同じです。今年も非常に厳しい審議で、例年になく審議時間も長かったということで、苦労したというか大変な審議だったと思えます。ただ、決まった以上は、金額は企業も守るというのは当然ですので、最低賃金以上

の賃金が決定されるように、我々としても周知活動をしていきたいと考えています。

服部会長

では、答申後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

近藤賃金課長

効力発生までのスケジュールについて説明します。

本日、15日火曜日より10月30日水曜日までの15日間、答申要旨を公示します。

異議申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなっており、この期間に異議申出があった場合は、11月1日金曜日、当該異議にかかる意見を求めるための審議会を開催します。この15日間に、異議がなかった場合は、官報による公示の手続に入ります。そして、官報の公示を11月15日金曜日に予定し、30日経過後の、12月16日月曜日を指定し、発効を予定します。以上です。

服部会長

審議いただいた4つの専門部会について、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、「最低賃金専門部会は、その任務を終了した時は、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」となっています。したがって異議の申出があった場合には、その審議後になります。異議の申出がなかった場合には、異議申出の期限をもって、専門部会を廃止することといたします。以上が議題(1)についてです。

引き続き、議題(2)愛知地方最低賃金審議会運営規程及び愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程の改正についてです。改正案、改正理由について事務局から説明願います。

近藤賃金課長

改正案及び理由を説明いたします。

まず、資料7の2、13ページを御覧ください。検討小委員会運営規程ですが、第5条のところ、取り消し線で引いた部分に変更前の規程です。この規程では、「会議の公開」と「議事録の作成」について明示されておらず、今回、この「会議の公開」と「議事録の作成」について明確にするため、第5条に「会議公開に関する規程」を、第6条に「議事録の作成に関する規程」を加え、これに伴い、旧の第6条を第7条へ、旧の第7条を第8条へずらす内容となっています。また、附則の文字を変更しています。これを受けて、資料6の2、11ページを御覧ください。第7条第4項を、取り消し線を引き削除していますが、この部分は、検討小委員会の議事録の作成についての準用規定ですので、先ほどの資料7の2、検討小委員会運営規程で明示することにより不要となる部分であり、今回削除するものです。

そして、これら変更を行った愛知地方最低賃金審議会運営規程(案)が10ページになります。変更を行った(案)として審議会の運営規程が10ページ。同様に変更を行うとする検討小委員会の(案)が12ページのものとなります。以上です。

服部会長

ただ今の説明について質問はありますか。

(特になし)

服部会長

審議の対象は10ページの(案)と12ページの(案)ということでよろしいですね。

近藤賃金課長

はい。

服部会長

質問がないようですので、この改正について審議に入ります。

10ページと12ページの改正案について御意見などはありますか。

ないようですので、(案)のとおり改正するというところでよろしいでしょうか。

(全員了承)

服部会長

それでは、10ページ、愛知地方最低賃金審議会運営規程(案)の案を削除し、附則の施行日を、本日、令和元年10月15日とします。

次に、12ページ、愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程の改正について 審議に入ります。

この改正案につきまして、御意見はありますか。

ないようですので、12ページの検討小委員会運営規程についても、(案)の案を削除し、附則の施行日を、本日、令和元年10月15日とします。

次に、議題(3)その他ですが、何か議事はありますか。

ないようですので、事務局から連絡等はありませんか。

山田主任賃金指導官

本審終了後、事務局から連絡事項があります。

服部会長

それでは、本日はこれで終了いたします。皆様お疲れ様でした。

(署 名 欄)

会 長 _____ (服部会長)

労働者側代表委員 _____ (浜 委員)

使用者側代表委員 _____ (梶原委員)